

# 民間資金を中心とするJCMプロジェクト 組成ガイダンスの説明

---

2023.3

環境省、経済産業省、外務省

# 「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス」の概要 (2023年3月、環境省・経産省・外務省)

## 【背景】

- 地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）に基づくJCM目標の「官民連携での2030年までの累積で1億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量」の達成に向けて、従来の政府資金を活用したJCMプロジェクト組成に加え、昨今の民間事業者側におけるJCMクレジット活用への関心の高まり等を踏まえた、JCMクレジット取得を目的とした政府資金を活用しない民間資金を中心とするJCM(民間JCM)プロジェクトの組成促進が必要
- 2021年度「民間によるJCM活用のための促進策に関する検討会」において以下の内容を含む「提言」が公表
  - ・民間JCM活用の意義及び制度整備への民間からの期待：JCM制度における具体的な手続等の整備の必要性
  - ・クレジット配分の考え方等のパートナー国との理解促進：事前照会プロセス等による予見可能性向上の重要性

## <JCMプロジェクトサイクル>



## 「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス」策定による促進

- 各JCMパートナー国と調整中のJCMプロジェクト実施前にプロジェクトの内容やクレジット配分案等を含む「事業概要(PIN: Project Idea Note)」をパートナー国に事前照会し、合同委員会で異議の有無を確認する手続の紹介 (PIN様式案を含む)
- 民間事業者が民間JCMプロジェクトをPINにより提案し、クレジット配分を求める際に、留意すべき事項 (資金貢献及び資金以外の貢献の考え方等) の解説
- 民間JCMプロジェクト実施支援策、人権対応等の留意点及び相談窓口の紹介
- 本ガイダンスの内容は、今後のJCMパートナー国とのJCMルールの見直し、民間JCMプロジェクトの組成状況等も踏まえ、必要に応じて更新予定

- 日本は、パートナー国への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス(GHG)排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本国の削減目標の達成に活用するため、**二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism:JCM)**を実施しています。
- 日本企業がパートナー国において脱炭素技術等を使ってGHGの排出削減・吸収を実現するプロジェクトを実施し、実現したGHGの排出削減・吸収を定量化し、両国代表からなる合同委員会を経てクレジット化されます。
- 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)においては、官民連携で2030年度までの累積で、**1億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保**を目標とすることが定められており、政府全体としてJCMを推進しています。
- 日本はこれまでに25のパートナー国との間でJCMを構築しています(2023年3月現在)。

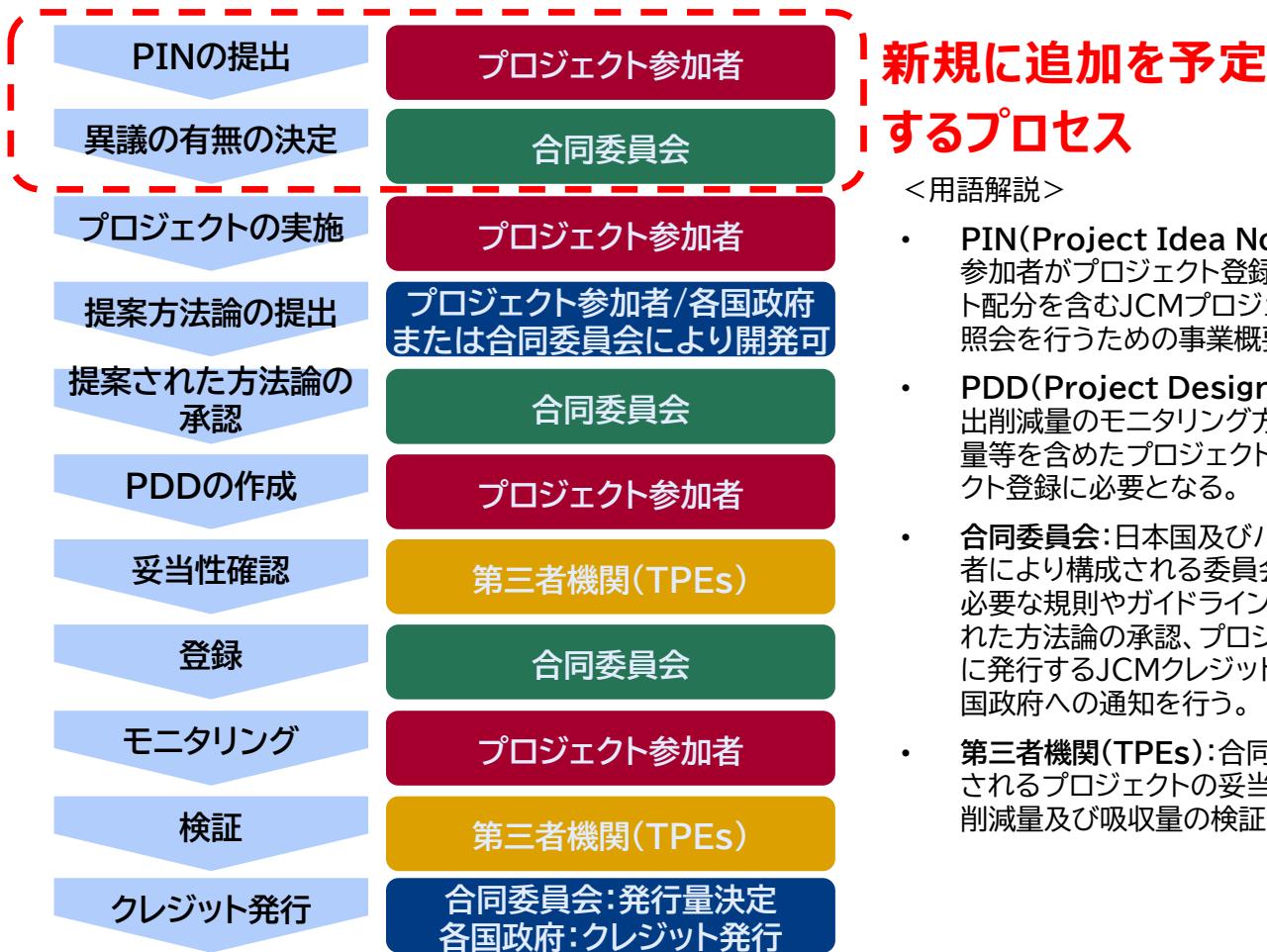
- これまでに組成されたJCMプロジェクトでは、日本国政府により脱炭素設備導入や実現可能性調査、プロジェクト登録・クレジット申請に対する資金支援が行われてきました。
- 特に下表にあるようなプロジェクトの実施段階での脱炭素設備導入等への政府資金支援事業は、これまでJCMを実施するメリットの一つとして認識され、多くのJCMプロジェクトが組成されてきました。
- しかし、政府資金支援事業の活用にあたっては補助金等の関係規定や予算年度による実施スケジュール等を踏まえる必要があること等の民間事業者による柔軟なJCMプロジェクト組成に対する一定の制約が存在します。
- 今後の更なるJCMの実施に向けては、従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成(民間JCM)を促進していくことが重要となります。

日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業

所管省庁	事業名
環境省	JCM設備補助事業
	二国間クレジット制度を活用した代替フロン等の回収・破壊事業
	JCM日本基金(JF-JCM)-アジア開発銀行拠出金
	UNIDO-JCM プロジェクト
経済産業省	JCM 実証事業

# JCMにおける新規追加プロセス：事業概要（PIN）の事前照会

- 民間JCMを含めたJCMプロジェクトサイクルに新しく事業概要(PIN:Project Idea Note)の提出及び異議の有無の決定のプロセスを追加すべく各パートナー国政府と調整をしています。



注:最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の決定」を含む各パートナー国政府と採択したPIN手続きを含むJCM規則・ガイドライン類の最新情報については、順次、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

# 予見可能性の向上について

- プロジェクトを組成する際、事業者にとって、JCMプロジェクトとしての登録の可否やクレジットの配分について、予見可能性が向上することが重要と考えられます。
- そこで、JCMのプロセスの最初に、プロジェクトの内容を記載したProject Idea Note (PIN)をJCMの二国政府間の合同委員会で確認するステップを設けることが想定されています。
- PINにはプロジェクト参加者が想定するクレジット配分割合の案を記載する欄もあり、その配分案についても事前に異議の有無を確認する事が出来ます。

## <PINの記載項目>

### 1. Basic project information

- 日付・ホスト国・プロジェクト件名

### 2. Project participants and contact information

- 日本及びホスト国の関係者及び連絡先

### 3. Project information

- プロジェクトの技術内容・投資額・推定されるGHG削減量・方法論の有無・スケジュール等プロジェクト概要
  - ホスト国NDCへの貢献、GHG削減以外での貢献を示したうえで、想定クレジット配分割合とその理由を記載する欄があり、記載内容がプロジェクトの実施可能性に関わる重要な部分

### 4. Financial contribution

- 日本国政府からのプロジェクト資金支援の有無
  - 民間JCMの場合は「Other」を選択し、民間企業からの資金面での貢献を記載する

### 5. Implementation structure

- プロジェクト体制図

- JCMプロジェクトでは、プロジェクトから創出されるJCMクレジットはその貢献に応じて配分することとしており、日本もクレジットの一部を獲得しています。
- これまで、従来の政府資金支援のあるJCMプロジェクトでは日本国政府による資金支援が「日本国への貢献」の根拠として説明されています。
- 一方、民間JCMでは日本国の政府資金支援事業を活用しないため、**民間事業者による資金負担及びそれ以外の面での「貢献」を定量的に説明する事が重要になります。**

## <PIN記載のポイント>

- JCMという仕組みがあり、JCMクレジットの獲得を前提とすることにより、民間JCMプロジェクトが組成され、パートナー国での排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等に繋がることを明確に記載することが必要です。
- JCMにより可能になる「貢献」の例：
  - 民間事業者による資金の負担：日本側企業によるプロジェクト費用の負担
  - 民間事業者による資金の負担（プロジェクトによっては貢献が認められる可能性があるもの）：その他割引（EPC費用、保険料）、優遇融資（低金利、利子補給、劣後ローン）、事業参画における優遇措置または権利の放棄（株主優待放棄、議決権放棄）等
  - 付随サービスの実施（プロジェクトによっては貢献が認められる可能性があるもの）：プロジェクトに関する技術移転のための活動、O&Mサービスの実施等の付随サービスの資金負担等で、通常は実施しないもの

注：記載内容は事前に日本国政府のJCM事務局([info@jcm.go.jp](mailto:info@jcm.go.jp))に相談する事が出来ますのでご利用ください。

# JCMクレジットの活用可能性

- JCMクレジットは、日本政府が公式にGHG削減・吸収の価値を認めたクレジットであり、民間企業がJCMクレジットを利用する際の使用方法には、「無効化」と「取消し」の2種類があります。
- JCMクレジットを無効化することにより、**JCMクレジットをカーボン・オフセットに用いることができるだけでなく、日本国NDC達成や国内算定・報告・公表制度(SHK制度)の用途等にも活用することが可能**です。
  - 無効化:自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること
  - 取消し:JCMクレジットを取消口座に移転し、当該JCMクレジットをそれ以上移転できない状態にすること

注:日本政府は、JCM登録簿システム上でJCM登録簿における国又は法人の保有口座から国の無効化口座に移転されたJCMクレジットを、日本国温室効果ガス排出削減目標の達成に活用します(2021年1月1日以降に実現した排出削減・吸収に対して発行された JCM クレジットに限る)。

出所)国税庁「JCMクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて(照会)」<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/160701/01.htm>  
日本国二国間クレジット制度(JCM)実施要綱(令和4年1月17日) <https://www.env.go.jp/content/000060588.pdf>

## (参考) GXリーグとJCMクレジットの関係

- GXリーグでは、参加企業が自ら野心的な削減目標水準を設定し、その目標達成に向け、自主的な排出量取引(GX-ETS)を行う仕組みづくりが進められています。
- GXリーグにおいて、参加企業は、自主目標達成のため、適格カーボン・クレジットを使用することが可能です。まずは、J-クレジット及び**JCMクレジットを適格カーボン・クレジット**とします。
- JCMクレジットについては、現在SHK制度において、パリ協定第6条の実施ルールに係る国際決定を踏まえ、利用可能なJCMクレジットを2021年以降の排出削減・吸収の取り組みに由来するものとする案が検討されており、今後この議論の状況を踏まえて扱いが決定されます。

出所)GXリーグ事務局(2023)「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」[https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%993\\_GX-ETS%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%AC%AC1%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA%E3%81%AE%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB.pdf](https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%993_GX-ETS%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%AC%AC1%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA%E3%81%AE%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB.pdf)

- 民間企業にとって、民間JCMのメリットは以下のとおりです。
  1. 資金支援事業のスケジュール・補助金利用に関する規定等に従う必要がなく、自由度が高い点
  2. クレジットの配分を多く受けられる点
    - これまでのJCMクレジットの配分は、主に資金負担の貢献量に応じて行われており、資金支援を行う日本国政府が相應量のクレジットを取得していましたが、民間JCMでは民間企業のクレジット取得が期待できます。

なお、プロジェクト実施段階での脱炭素設備導入等への資金支援の無い民間JCMにおいても、**案件組成に向けた実現可能性調査(FS)等、及びGHG排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRVに対する支援**については日本国政府へ相談することが出来ます。